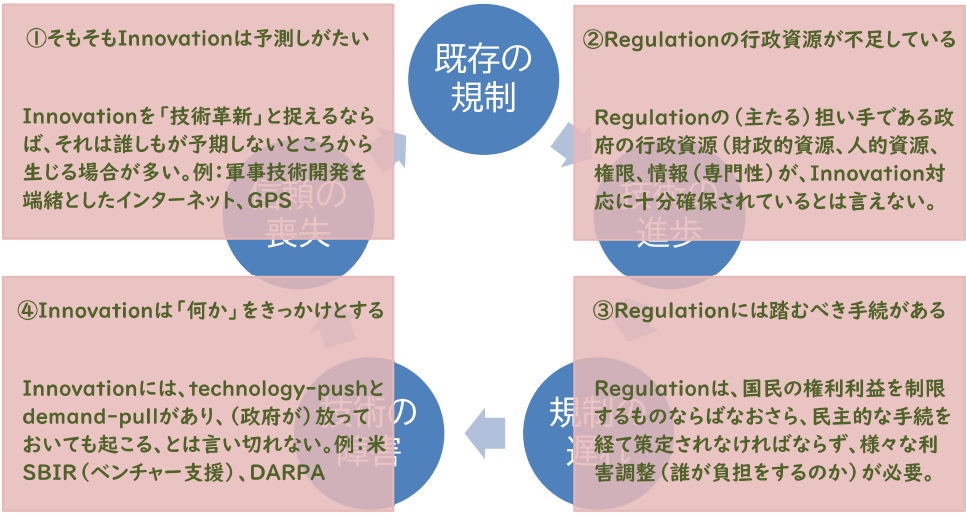


Innovation に Regulation はキャッチアップできるか

村上 裕一 (法学研究科)
yuichim@juris.hokudai.ac.jp

① 問題の所在：「Innovationの論理」と「Regulationの論理」を繋ぐ「何か」が欠けている



【参考文献】村上裕一(2011)「官民協働の手段選択の条件等についての分析：電気用品の安全・障害に関する2つの規制の比較を通して」、『社会技術研究論文集(Vol.8)』、pp.124-137、村上裕一(2012)「法規制化と業界自主規制の遷移」、『計画行政(第35巻・第3号)』、pp.44-51、村上裕一(2013)「行政の組織や活動の「独立性」について」、『社会技術研究論文集(Vol.10)』、pp.117-127、村上裕一(2016)「いわゆるCorrosive Captureとその予防策」、『年報 公共政策学(第10号)』、pp.141-165、村上裕一(2016)「技術基準と官僚制：変容する規制空間の中で」、岩波書店、村上裕一(2022)「より良い規制」のための評価システムの条件、『日本評価研究(第22巻・第2号)』、pp.97-109。

Innovation に Regulation はキャッチアップできるか

村上 裕一 (法学研究科)
yuichim@juris.hokudai.ac.jp

② コンピュータの社会導入時の規制動向：結果的には、政府規制と自主規制が「協働」する仕組みに

年月	できごと
1925 (T14)年	ラジオ放送開始。モーター機器が近くにあると雑音が出るという苦情も出始める。
1950 (S25)年	研究者やメーカーなどからなる電波技術審議会(第3部会)が研究・策定する基準により、電磁妨害波(EMI)を規制。
1970年代	国際貿易の便宜が大きな動機となって、国際無線障害特別委員会(CISPR)でも本格的な議論。日本人技術者も参加。
1979 (S54)年	アメリカFCCに続き、CISPR-B小委員会が作業班を作って、コンピュータに関する規制の検討を開始。
1983 (S58)年	郵政省電波研究所(現・[独]情報通信研究機構[NICT])に電磁的両立性(EMC)研究を行う「電磁環境研究室」開設。この頃、日本がIT機器の妨害波を扱うCISPR-G小委員会の事務局に就くことを画策。

年月	できごと
1985 (S60)年9月	CISPRが「情報処理装置及び電子事務用機器等から発生する妨害波の許容値と測定法」の勧告(Publication 22)を発表。
同年12月2日	メーカー等からなる工業会4団体が、自主規制で電波妨害の防止に取り組む旨を突如、発表。
同年12月19日	郵政省電気通信技術審議会が、CISPR勧告(Publication 22)を基に「情報処理装置等から発生する妨害波の許容値及び測定法」についての技術規格(と)をとりまとめ。
(…)	(…)
2009 (H21)年4月	法人化。その活動を「一般財団法人VCCI協会」へと移行。

	電波障害(EMI)	イミュニティ
情報技術装置 ITE	VCCI コンピュータ、周辺機器など	工業界の規格
通信装置 TTE	ファックス、モデムなど	電波法 無線通話機 携帯電話
家電品等 Electrical Appliance	複写機	電子レンジ
	TV、冷蔵庫、洗濯機、電線、蛍光灯、その他	電気用品安全法
医用電子装置 Medical Electrical Equipment	薬事法	MRI装置、X線装置、その他 JIS T0601-1-2(IEC 60601-1-2)

【出典】一般財団法人VCCI協会ホームページ(<https://www.vcci.jp>)

省庁間調整の結果に過ぎず、これにより制度が縦割り化・複雑化し、責任の所在が不明確になっている面があるのは確かだが…、

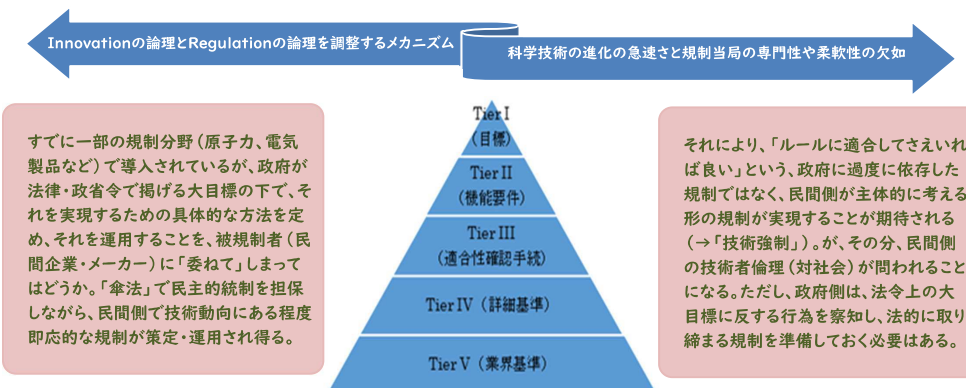
- ・「餅は餅屋」で、各専門の知見に基づく規制策定が可能になる
- ・被規制者である民間企業・メーカー側のインセンティブ(技術の進歩に応答的)にも合致
- ・自主規制を介することで、政府規制が踏むべき(迂遠な)手続をバイパスできる(⇒規制に対する民主的統制)

【参考文献】村上裕一(2011)「官民協働の手段選択の条件等についての分析：電気用品の安全・障害に関する2つの規制の比較を通して」、『社会技術研究論文集(Vol.8)』、pp.124-137、村上裕一(2012)「法規制化と業界自主規制の遷移」、『計画行政(第35巻・第3号)』、pp.44-51、村上裕一(2013)「行政の組織や活動の「独立性」について」、『社会技術研究論文集(Vol.10)』、pp.117-127、村上裕一(2016)「いわゆるCorrosive Captureとその予防策」、『年報 公共政策学(第10号)』、pp.141-165、村上裕一(2016)「技術基準と官僚制：変容する規制空間の中で」、岩波書店、村上裕一(2022)「より良い規制」のための評価システムの条件、『日本評価研究(第22巻・第2号)』、pp.97-109。

Innovation に Regulation はキャッチアップできるか

村上 裕一 (法学研究科)
yuichim@juris.hokudai.ac.jp

③ Innovation にキャッチアップできる Regulation とは？…> 規制における官民協働のあり方を「変革」



さらに、近年の試みとして…、

- ・「規制のサンドボックス」：新技術が現行規制との関係で困難である場合に、その社会実装に向け、事業者の申請に基づき、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度(内閣官房)。
- ・「特区制度」の応用：明確な問いの下、十分に設計された規制実験を行い、社会的影響や効果を評価する。その際、①因果推論と選択バイアスの問題克服、②実施・評価活動の客観性確保、③実験・評価後の最終決定権者の裁量縮減、といった条件が重要。

【参考文献】村上裕一(2011)「官民協働の手段選択の条件等についての分析：電気用品の安全・障害に関する2つの規制の比較を通して」、『社会技術研究論文集(Vol.8)』、pp.124-137、村上裕一(2012)「法規制化と業界自主規制の遷移」、『計画行政(第35巻・第3号)』、pp.44-51、村上裕一(2013)「行政の組織や活動の「独立性」について」、『社会技術研究論文集(Vol.10)』、pp.117-127、村上裕一(2016)「いわゆるCorrosive Captureとその予防策」、『年報 公共政策学(第10号)』、pp.141-165、村上裕一(2016)「技術基準と官僚制：変容する規制空間の中で」、岩波書店、村上裕一(2022)「より良い規制」のための評価システムの条件、『日本評価研究(第22巻・第2号)』、pp.97-109。